

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾23FAX第58号
(宛先) 各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	2024年 1月 11日 時 分
(件名)	(発信者) 全国港湾書記局 

2024年 能登半島地震速報(2)

(本文) あらためて、今般の震災で大変困難な状況に直面されている組合員とそのご家族の方々にお見舞い申し上げます。その方々の状況と全国港湾の取り組み状況を知らせるために、速報(2)を発出しますので、情報提供として活用ください。

1. 政府は、1月11日の持ち回り閣議で、能登半島地震について、地域を限定しない激甚災害「本激」に指定することを決定したと発表した。これにより、被災したすべての自治体を対象として復旧事業における国の補助率が引き上げられる。
2. 1月9日（火）10時00分から四役会議を開催し、1月5日（金）に開催した四役会議の協議に続き、今後の対応を協議した。確認した内容は以下の通り。
 - (1) 義援金として、「災害対策基金」より200万円を日本海地区港湾に送金する。その際、港運同盟からの50万円を合わせて送金することとした。
 - (2) 1月15日の常任中執において、以下の提案を行うこととした。
 - ① 各単組・地区港湾からの義援金と財政支援として、組織（単組・地区港湾加盟組合）カンパとして一人/200円を提案する。
 - ② 日本海地区港湾の23年度加盟費72,000円を免除する。
 - ③ 上記①・②は第6回中執で検討・確認し、実施する。
 - (3) 日本港運協会、国土交通省、厚生労働省宛の申入書の内容を確認した。
3. 同日、午後から日本港運協会、国土交通省、厚生労働省へ港運同盟と合同で事務局が出て向い、申入書を手交した後、要請と意見交換を行った。
 - ・日本港運協会
 - (1) 日港協では、1月5日時点での組合が把握している状況を報告し、今後、事業継続及び雇用不安が起きたことのないよう労使の情報共有を含めて、早急に「能登半島地震労使対策委員会」の設置を求めた。
 - (2) 日港協としては、今のところ設置の具体化は出ていないが、組合の要請を提案し、検討するとした。
 - (3) 組合側からは、特に七尾港は石炭荷役に依存しているので、他港にシフトして戻ってこなくなるとたちどころに雇用不安が起きることの懸念を指摘した。
 - (4) 日港協からは、事前協議制を前提に東北大震災の時のように緊急対応をお願いすること、救援物資の荷役は既存の事業者を起用し、事後報告となることを了承願いたいとし、緊急対応として了解した。

・国土交通省

- (1) 組合より、申入書の内容を説明し、1月5日現在の現状報告を行い、日港協と同様に、七尾港は石炭荷役に依存しているので、他港にシフトして戻ってこなくなるとたちどころに雇用不安が起きることの懸念を指摘し、港運事業者の事業継続のための措置を要請した。
- (2) 国交省は、指定港では、港運事業者に荷役を行ってもらうのが当たり前の話であると明言した。コンテナターミナルの現状は、伏木富山港のガントリークレーンの2基のうち、1基が脱線していて使用不可であり、金沢港の2基は使用可能であるが、岸壁が海側への変位があり、利用不可の状態であると把握している。現在、測量船を出して各湾内の岸壁近辺の水深や隆起状況を調査している。
- (3) 今後、激甚災害に指定を受けると国からの復旧工事を負担することができる。来週早々に国会で決定される見通しである。課長自ら、1月10日から約1週間金沢に行き、現状を把握する予定にしている。
- (4) 組合からその都度必要に応じて相談に来ることは何時でも対応するとした。

・厚生労働省

- (1) 国交省への申入れと同様に、組合より、申入書の内容を説明し、1月5日現在の現状報告を行い、日港協と同様に、七尾港は石炭荷役に依存しているので、他港にシフトして戻ってこなくなるとたちどころに雇用不安が起きることの懸念を指摘し、港運事業者の事業継続を要請した。また、地域の労働局を通して情報共有をしたいとした。
- (2) 厚労省からは、各事業者が激甚災害に指定を受ければ雇用保険の減免、雇用調整助成金などが受けれることになる。現在、検討の指示があり、準備中である。
- (3) また、厚労省として何ができるのか、国交省と情報共有して対応したいとした。
- (4) あらためて、被災を受けた地域の人は、先行きが不安なので出来る限り、これを払拭できるよう要請した。
- (5) 厚労省として、現場の労働局では対応が不足するため、3月末まで誰が行くのか順番にシフトを組むようにしているとした。

以上

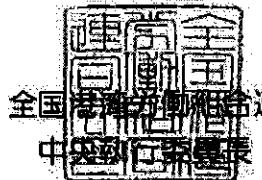
- 〈添付〉 ① 公文第48号 2024年能登半島地震申し入れ（日港協宛）
② 公文第49号 2024年能登半島地震申し入れ（国交省宛）
③ 公文第50号 2024年能登半島地震申し入れ（厚労省宛）

写

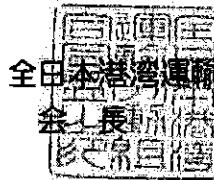
2024年1月9日
全国港湾第23発第48号
港運同盟発24－第1号

一般社団法人 日本港運協会

会長 久保昌三 殿



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 貞島勝重



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立賢次



2024年(令和6年)能登半島地震に関する申し入れ

去る2024年1月1日に発生した能登半島地震によって、日本海地域全体に及ぶ甚大な被害を受け、現在、港湾労働者とその家族は深刻な生活と雇用への不安に直面しています。具体的には、避難所生活を送られている方々、自宅の損壊、断水などライフラインの損傷の報告を受けています。また、岸壁の陥没・隆起や荷役機器の損壊など職場も苦境のもとに置かれています。

こうした状況に際し、岸田首相の温かみに欠けるコメントに見られるように、政府の対応の遅さにいら立ちと怒りさえ覚えるものですが、港湾労働者の命と暮らしを守ることを一義とする私たち港湾労働組合は、その使命を全うしなければならないと決意しています。

以上の立場から、以下の通り申し入れますので、誠意ある対応を要請します。

記

1. 港湾労働者の雇用の維持、就労確保対策について

- (1) 被災した港湾施設、並びに当該港運事業者に対し、港湾運送近代化基金を活用する等事業継続のための具体的な支援を講ずること。
- (2) 被災地の港湾施設・港運事業の速やかな復興を果たすために、関係行政・荷主・船社に最大限の協力と具体的な措置を講ずるよう要請し、その具体化を図ること。
- (3) 当該港運事業者は、雇用調整助成金など公的助成制度も活用しながら、平均賃金全額を保障し、被災者及びその家族の生活回復(家族の介護・看護、家屋・家財の整理、復旧に要する作業・公的補助などのための諸手続き等)に必要な不就労日を被災者特別有給休日とし、その賃金を保障すること。日港協は、この港運事業者を支援する具体的な諸施策を講ずること。

(4) 被災した港湾労働者の生活再建のための緊急支援策について

- ① 家屋の損壊などで、当面の住居の確保が必要な場合は、日港福が運営する港湾住宅を活用するなどの支援を講ずること。
- ② 被災した港湾労働者の生活再建(家屋再建・負傷者の治療)の一助として、特別見舞金を支給すること。

2. 救援物資等の荷役作業、並びに港湾機能の回復等に係る対策について

- (1) 海上ルート・港湾施設を利用する支援・救援物資に係る港湾作業には、当該港の港湾労働者が対応する用意があることを前提に、そのための臨時寄港は速やかに事前協議を行い、支援が滞ることのないよう措置すること。
- (2) 定期・不定期に関わらず被災港を利用していたユーザー(邦・外船、荷主)が、他港を利用する場合は、事前協議を通じて復興後に速やかに回帰すること(寄港休止となるない措置)を確認し、港運事業への影響を最小限に抑制すること。そのために、上記1-(2)項の取り組みで支援を強化すること。
- (3) 被災した防波堤・岸壁・港湾施設・荷役機器の復旧について、全額国庫負担として迅速に措置するために、関係行政に働きかけること。

3. 能登半島地震労使対策委員会を設置し、復旧・復興、生活再建に資する対策を協議し、具体化を図ること。

以 上

(写) 国土交通省港湾経済課、厚生労働省建設・港湾対策室

写

2024年1月9日

全国港湾第23発第49号

港運同盟発24—第2号

国土交通省 港湾局
局長 稲田 雅裕 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員会 真島勝重

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 足立賢次

2024年(令和6年)能登半島地震に関する申し入れ

去る2024年1月1日に発生した能登半島地震によって、日本海地域全体に及ぶ甚大な被害を受け、現在、港湾労働者とその家族は深刻な生活と雇用への不安に直面しています。具体的には、避難所生活を送られている方々、自宅の損壊、断水などライフラインの損傷の報告を受けています。また、岸壁の陥没・隆起や荷役機器の損壊など職場も苦境のもとに置かれています。

こうした状況に際し、岸田首相の温かみに欠けるコメントに見られるように、政府の対応の遅さにいら立ちと怒りさえ覚えるものですが、港湾労働者の命と暮らしを守ることを一義とする私たち港湾労働組合は、その使命を全うしなければならないと決意しています。

以上の立場から、以下の通り申し入れますので、誠意ある対応を要請します。

記

1. 港湾運送事業の継続・維持、並びに労働者の雇用維持、就労確保対策について
 - (1) 被災した港運事業者が企業閉鎖はもとより、事業縮小や港湾労働者の雇用削減を行わないよう指導すること。
 - (2) 関係行政とも連携し、被災地の港湾施設・港運事業の速やかな復興を果たすために必要な措置を講ずること。
 - (3) 被災各港の雇用・就労対策について
 - ① 被災各港での救援物資の荷役・輸送、並びに港湾復興・復旧に係る事業については、被災港の港湾労働者(港運事業者)を起用するよう措置すること。
 - ② 定期・不定期に関わらず被災港を利用していたユーザー(邦・外船・荷主等)が、他港を利用する場合、復興後に速やかに回帰するよう、ユーザーに協力を求めること。

2. 復旧・復興への迅速な行政対応について

- (1) 行政が用意する港湾運送事業者・港湾労働者への支援制度の周知徹底と、その速やかな活用の情報提供を行うこと。
- (2) 被災した防波堤・岸壁・港湾施設・荷役機器の復旧について、全額国庫負担として迅速に措置するために、関係行政とともに対応・措置すること。

3. 能登半島地震対策にかかる関係情報が共有できるよう、隨時、当方との協議に誠実に対応すること。

以 上

(写) (一社)日本港連協会、厚生労働省建設・港湾対策室

写

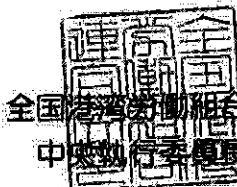
2024年1月9日

全国港湾第23発第50号

港運同盟発24－第3号

厚生労働省 職業安定局

局長 山田 雅彦 殿



全国港湾労働組合連合会

中央執行委員会 真島 勝重



全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 足立 賢次



2024年(令和6年)能登半島地震に関する申し入れ

去る2024年1月1日に発生した能登半島地震によって、日本海地域全体に及ぶ甚大な被害を受け、現在、港湾労働者とその家族は深刻な生活と雇用への不安に直面しています。具体的には、避難所生活を送られている方々、自宅の損壊、断水などライフラインの損傷の報告を受けています。また、岸壁の陥没・隆起や荷役機器の損壊など職場も苦境のもとに置かれています。

こうした状況に際し、岸田首相の温かみに欠けるコメントに見られるように、政府の対応の遅さにいら立ちと怒りさえ覚えるものですが、港湾労働者の命と暮らしを守ることを一義とする私たち港湾労働組合は、その使命を全うしなければならないと決意しています。

以上の立場から、以下の通り申し入れますので、誠意ある対応を要請します。

記

1. 港湾運送事業の継続・維持、並びに労働者の雇用維持、就労確保対策について

(1) 被災した港運事業者が企業閉鎖はもとより、事業縮小や港湾労働者の雇用削減を行わないよう指導すること。

(2) 関係行政とも連携し、被災地の港湾施設・港運事業の速やかな復興を果たすために必要な措置を講ずること。

(3) 被災各港の雇用・就労対策について

① 被災各港での救援物資の荷役・輸送、並びに港湾復興・復旧に係る事業については、被災港の港湾労働者(港運事業者)を起用するよう措置すること。

② 定期・不定期に関わらず被災港を利用していたユーザー(邦・外船・荷主等)が、他港を利用する場合、復興後に速やかに回帰するよう、ユーザーに協力を求めること。

2. 復旧・復興への迅速な行政対応について

- (1) 雇用調整助成金など貴省が用意する港湾運送事業者・港湾労働者への支援制度の周知徹底、並びに、その速やかな活用と適用が行われるよう措置すること。
- (2) 被災した防波堤・岸壁・港湾施設・荷役機器の復旧について、全額国庫負担として迅速に措置するために、関係行政とともに対応・措置すること。

3. 能登半島地震対策にかかる関係情報が共有できるよう、隨時、当方との協議に誠実に対応すること。

以 上

(写) (一社)日本港運協会、国土交通省港湾局